周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　　考
72.54MHzから72.66MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成35年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上及びその上空での使用に限る。 静岡県の区域を除く。 空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	平成35年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成35年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから146.218MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 岩手県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 鳥取県及び島根県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHzから146.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成35年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成35年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成35年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 宮城県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
150.502MHzから150.518MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
151.022MHzから151.038MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。